

# 福山市結核健康診断等委託実施要領

## 1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第17条の規定による健康診断及び法第53条の13の規定による精密検査（以下「管理検診」という。）を実施し、結核患者接触者の健康状況の的確な把握及び結核患者の管理に万全を期することにより、結核のまん延を防止する。

## 2 受診対象者

### （1）健康診断

結核登録者のうち活動性結核患者の接触者で、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者として、保健所長が健康診断の必要があると認めたもの。

### （2）管理検診

結核登録者のうち、現に医療を受けていないもの又は病状を的確に把握する必要があるもので保健所長が指定したもの。

## 3 実施機関

（1）市長は、健康診断及び管理検診について、保健所において実施するほか、医療機関に委託して実施するものとする。

（2）市長は、健康診断及び管理検診を保健所において実施するときは、ア及びイについては、福山市医師会健診センター（以下「健診センター」という。）に委託して実施するものとする。

ア 健康診断・・・I G R A検査（結核菌特異的インターフェロン $\gamma$ 産生能）、胸部X線単純撮影（二方向以内）、喀痰検査、P C R検査（結核菌群核酸増幅同定検査）

イ 管理検診・・・胸部X線単純撮影（二方向以内）、喀痰検査

（3）健康診断及び管理検診を実施する医療機関（以下「委託医療機関」という。）にあつては、5の委託医療機関選定基準を満たすものとして、保健所長の選定により市長が適当と認めたものでなければならない。

（4）集団の健康診断を実施するときは、原則として、保健所において実施するものとする。た

だし、保健所長が受診対象者の人数や利便性などを勘案し、委託医療機関が実施する方が適切であると判断したときは、委託医療機関において実施することができるものとする。

(5) 受診対象者が希望したときは、委託医療機関以外でも受診できるが、この場合の費用は、市の負担としない。

#### 4 委託医療機関選定及び委託契約

- (1) 健康診断及び管理検診の実施を希望するときは、実施協力医療機関回答書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前項の実施協力医療機関回答書にて実施の回答があった医療機関について、委託医療機関選定基準に基づき保健所長に選定させるものとする。
- (3) 市長は、前項の保健所長の選定により、当該医療機関が委託医療機関として適当であると認めるときは、委託契約を締結するものとする。
- (4) 契約内容に変更があるときは、当該委託医療機関は市長に変更届(様式第2号)を提出するものとする。
- (5) 契約期間中にやむを得ず実施の継続ができない事態が発生したときは、当該委託医療機関は30日以上予告期間を設けて、市長に辞退届(様式第3号)を提出するものとする。

#### 5 委託医療機関選定基準

原則として、次のアからキまでの基準を満たす医療機関に委託することとし、基準を満たしていない場合は、地域の実情を勘案して、個別に判断し、選定する。

- ア 法第38条に規定する結核指定医療機関であること
- イ 内科若しくは呼吸器科がある病院又は診療所であること
- ウ 結核医療の基準(平成21年1月23日厚生労働省告示第16号)に基づく治療が行えること
- エ 市の主催する研修・連絡会議等に参加できること
- オ 健康診断及び管理検診の実施のための検査及び読影等の体制を有していること
- カ 集団感染等の事態が発生したときに保健所と健康診断結果の合同検討等が行えること
- キ 関係法令を遵守していること

#### 6 実施方法

- (1) 受診券の交付

保健所長は、対象者に対し次の受診券（結果票）を交付する。

ア 結核健康診断受診券（結果票）（様式第4号）

イ 管理検診受診券（結果票）（様式第5号）

## （2）受診券発行台帳の記載

保健所長は、受診券の交付に当たって、次の発行台帳に必要事項を記載するものとする。

ア 結核健康診断受診券発行台帳（様式第6号）

イ 管理検診受診券発行台帳（様式第7号）

## （3）受診

受診券の交付を受けた者は、委託医療機関に受診券を提示し、受診するものとする。

## （4）受診券の再発行

保健所長は、受診券を交付した者が受診券を紛失したときは、受診券を再発行することができる。

# 7 委託医療機関における健康診断等の内容

## （1）健康診断

委託する健康診断は、次のアからキまでの項目とする。実施に当たっては、別紙の「結核健康診断・管理検診ガイドライン」によるものとし、実施項目は、保健所長が定めたものとする。

ア 問診

イ 診察

ウ I G R A 検査（結核菌特異的インターフェロン $\gamma$ 産生能）

エ 胸部X線単純撮影（二方向以内）

オ ツベルクリン反応検査

カ 喀痰検査

キ P C R 検査（結核菌群核酸増幅同定検査）

## （2）管理検診

委託する管理検診は、次のアからエまでの項目とする。実施に当たっては、別紙の「結核健康診断・管理検診ガイドライン」によるものとする。

ア 問診

イ 診察

ウ 胸部X線単純撮影（二方向以内）

## エ 喀痰検査

### 8 結果の報告

委託医療機関は、健康診断又は管理検診の終了後、結核健康診断受診券（結果票）又は管理検診受診券（結果票）に次の（１）から（４）までの事項を記入し、診断医師の所見を記載のうえ、7日以内に保健所長に報告する。ただし、I G R A検査を実施したときは、10日以内に保健所長に報告する。

胸部X線単純撮影を行ったときは、報告に際してX線フィルム又は電子媒体を添付するものとする。

I G R A検査又は喀痰検査を実施したときは、報告に際して検査結果の用紙を添付するものとする。

（１）問診、診察、聴打診その他の所見

（２）胸部X線単純撮影を行ったときは、実施年月日、活動性分類及び学会分類による病型等

（３）その他の検査を行ったときは、その実施年月日及び結果

（４）病名等

※なお、結果票の提出をもって、委託業務の完了とみなすものとし、結果票は実施報告書と完了通知書を兼ねるものとする。

### 9 委託料の請求

委託医療機関は、その経費（以下「委託料」と言う。）を請求する場合は、次の様式により、1か月分をまとめて実施月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

（１）結核健康診断・管理検診委託料請求書（様式第8号）

（２）内訳表（様式第9号）

### 10 委託料の支払

委託料については、別に定める額とし、次のアからキまでの項目について、市長から委託医療機関及び健診センターに対して支払う。

なお、別に定める額は、報告料を除いて原則として「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算出方法」（平成6年厚生省告示第54号）の例により定めるものとする。

ア 問診・診察

イ I G R A検査（結核菌特異的インターフェロニン $\gamma$ 産生能）

- ウ 胸部X線単純撮影（二方向以内）
- エ ツベルクリン反応検査
- オ 喀痰検査
- カ PCR検査（結核菌群核酸増幅同定検査）
- キ 報告料

#### 1 1 フィルムの保存

結果報告時に添付したフィルムは、保健所で保管するものとする。ただし、委託医療機関がフィルムを必要とするときは、保健所は、委託医療機関に貸し出すものとする。

附則

- 1 この要領は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 2 福山市結核定期外健診・管理検診委託実施要領（平成11年4月1日制定）の廃止前に同要領により交付した受診券で、有効期限が2008年（平成20年）4月1日以降のものについては、当該有効期限までの間、有効なものとする。

附則

この要綱は、2010年（平成22年）1月28日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前に選定を受けた委託医療機関の取扱いについては、従前の例による。

附則

この要綱は、2013年（平成25年）4月9日から施行する。

附則

この要綱は、2015年（平成27年）4月9日から施行する。

附則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。